7. 保存管理

7-1　保存管理の方向性

下里・青山板碑製作遺跡は、割谷地区、西坂下前A地区、内寒沢地区の 3 地区が史跡に指定されているが、遺跡は下里・青山地内に広がり現在 19 か所が確認されている。史跡を確実に未来に継承するためには、指定地内はもとより板碑製作遺跡全体を視野に入れた長期にわたる適切な保存管理に取り組んでいく必要がある。

7-2　地区区分の考え方と区分設定

下里・青山板碑製作遺跡を構成する遺跡群のうち、国史跡に指定された割谷地区・西坂下前A地区・内寒沢地区について、地区区分を行う。

区分は、史跡指定範囲をⅠ区分、史跡指定範囲外をⅡ区分とし、さらに遺構の有無に応じてそれぞれA、Bに区分した。

■表 15　地区区分

<table>
<tr><th colspan="2">Ⅰ区分</th><th colspan="2">Ⅱ区分</th></tr>
<tr><td colspan="2">国史跡指定範囲。採掘に伴う谷、露頭、ズリ山、ズリ平場などの遺構が存在し、史跡の本質的な価値を構成する要素が表出し、あるいは埋蔵されている範囲。</td><td colspan="2">国指定史跡範囲外。指定地と同等な価値を有する重要な範囲、及び、指定地範囲と同じ緑泥石片岩を地質構造に有する山塊を一帯となし、史跡の立地環境や景観的な要素を保全する上で重要な範囲。</td></tr>
<tr><td>（A）</td><td>地表に表出した主要な遺構や発掘調査で確認された遺構が存在する範囲。</td><td>（A）</td><td>Ⅰ区分（A）と同様の地表に表出した主要な遺構が存在する範囲。</td></tr>
<tr><td>（B）</td><td>遺構と一体となった山地地形であり、樹木などの生育により地形が保たれている範囲。</td><td>（B）</td><td>遺構と一体となった山地地形であり、樹木などの生育により地形が保たれている範囲。</td></tr>
<tr><td colspan="4">土砂災害特別警戒区域と重なる範囲については、関係機関と緊密に連携し、史跡の保存と景観の維持を進める範囲とする。</td></tr>
</table>

■図 40　割谷地区　地区区分図

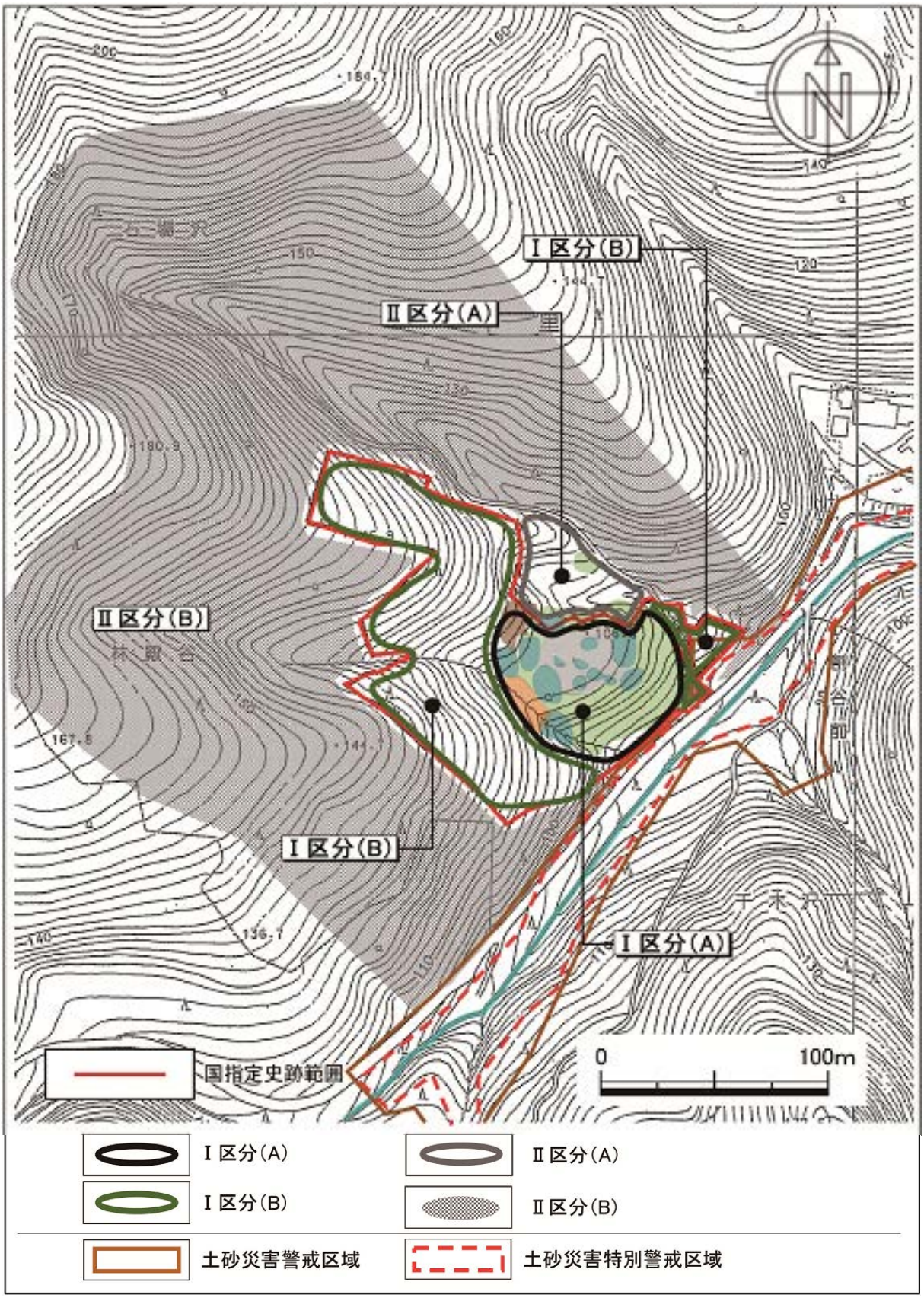

■図 41　西坂下前Ａ地区　地区区分図

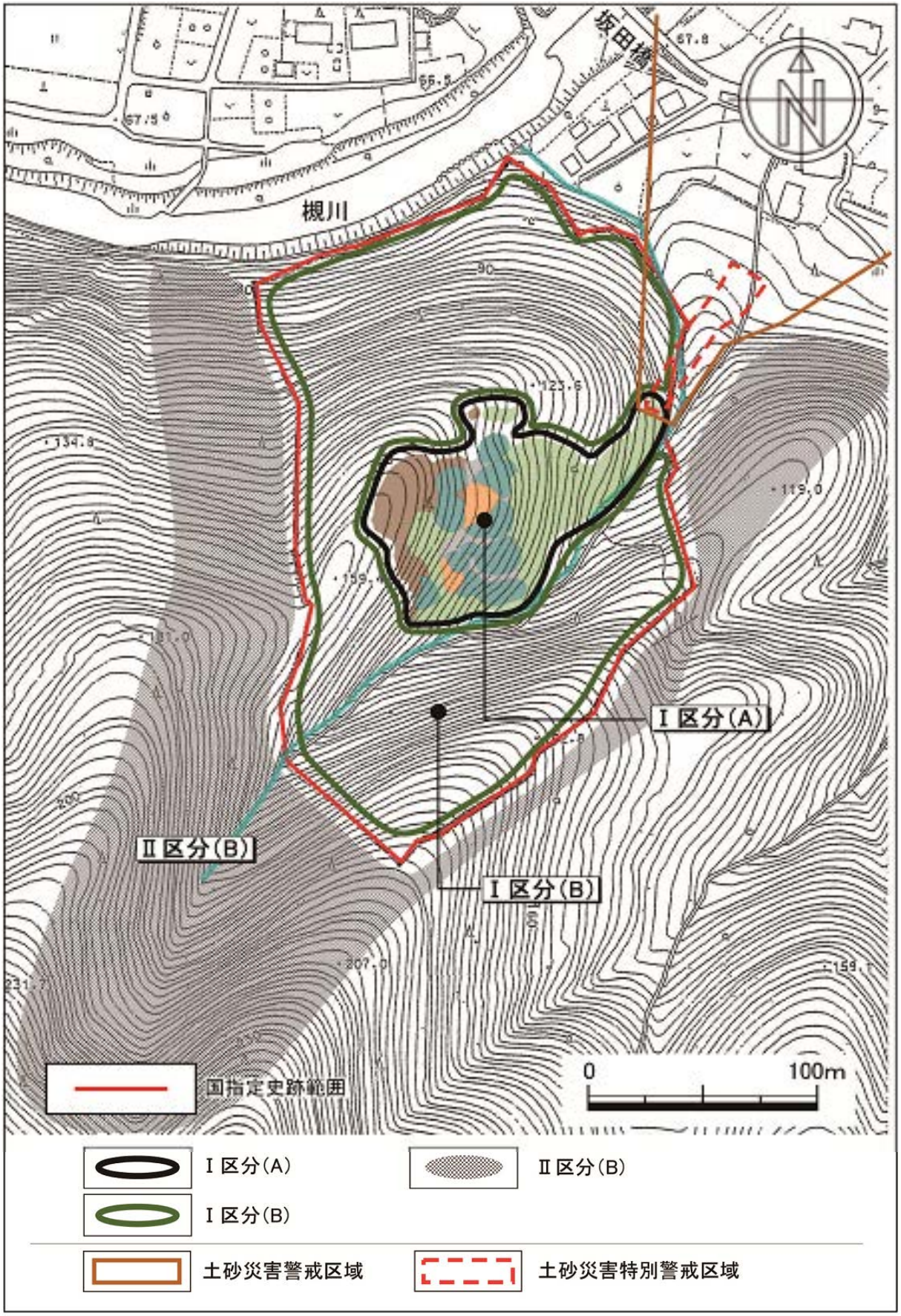

■図 42　内寒沢地区　地区区分図

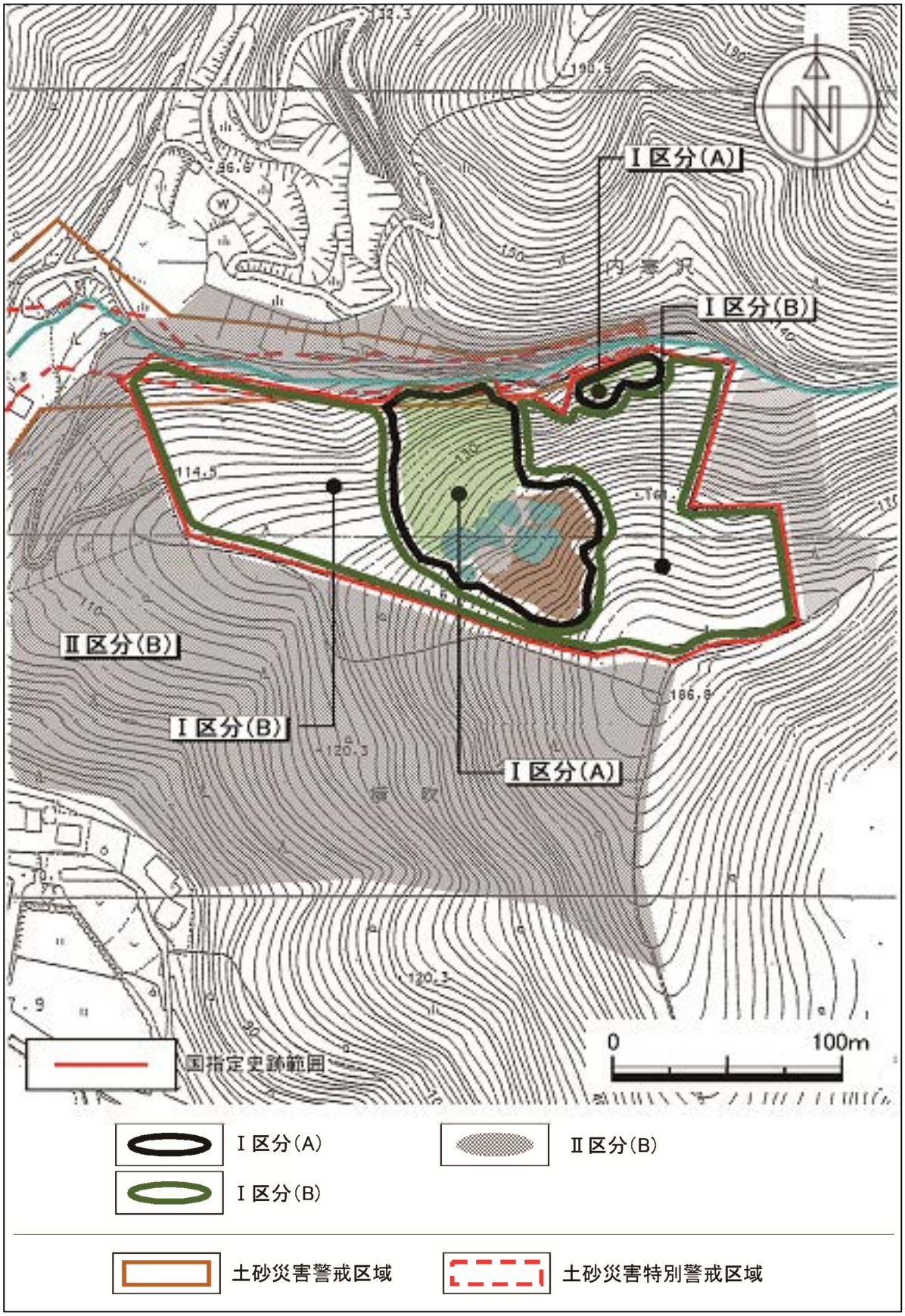

■表 16　周辺環境を構成する諸要素

要素区分	主な要素
歴史的要素	✧　下里・青山板碑製作遺跡のうち、未指定の遺跡 ✧　大聖寺・円城寺・円光寺などの寺院、妙楽寺跡・瑞光寺跡・延命寺跡などのかつて存在した寺院跡 ✧　板碑や緑泥石片岩を利用した石碑・墓石など ✧　緑泥石片岩を利用した石積みがある青山城跡、小倉城跡 ✧　自然と人との関わりの中で営まれてきた歴史が刻み込まれている歴史的・文化的景観
社会的要素	✧　集落を構成する建築物・工作物、農地、道路 ✧　緑泥石片岩を用いた土留、水路護岸などの土木構造物
自然的要素	✧　山 ✧　谷 ✧　河川 ✧　植生

7-3　保存管理の方針と方法

遺跡全体の保存管理の方針を整理し、これに基づき、地区区分した区域ごとに管理方針と保存管理方法を定める。

①　公有化を図る。

国史跡に指定されているⅠ区分は、国民共有の財産である史跡を良好な状態で保存・整備・活用するための措置を円滑に実施する観点から、土地所有者などの理解を得ながら公有化に向けた調整を進める。

②　Ⅰ区分は、原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。

Ⅰ区分は国史跡指定範囲内であり厳密な保存を図る必要があるため、現状変更を制限する。

③　Ⅰ区分の保存管理の手法は、維持管理、復旧（修理）、改良に区分して保存を図る。

Ⅰ区分の保存管理は現状維持を基本としつつも、史跡の保存と有効な活用を図るための措置が必要な場合は、史跡の価値を損ねないよう配慮しつつ、次の３つの手法によって実施し、保存を図る。

・維持管理　　き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。
・復旧（修理）　き損や破損、劣化した箇所を、き損以前の状態に復する。
・改良（整備）　き損や破損、劣化を防止し、保存を確実にするとともに、活用に資する状態へ改良、整備する。

④　Ⅱ区分は、地権者の理解と協力を得て、主に景観保護の視点から維持管理を図る。

Ⅱ区分は、地権者の協力を得て、史跡の景観を保全し、かつ史跡の保護が図れるよう維持管理を図る。特に、Ⅱ-Ａ区分については、Ⅰ区分に準じた維持管理が図れるよう努め、所有者の同意が得られる範囲は追加指定を進める。

⑤　Ⅰ・Ⅱ区分の範囲内にある土砂災害警戒区域は、関係機関と連携して現況の維持と史跡の保護を図る。

土砂災害警戒区域については、関係機関と連携し協議しながら、現況の維持と史跡の保護を図る。

⑥　周辺環境を構成する未指定の板碑製作遺跡や寺院跡等は、埋蔵文化財包蔵地として保存を図る。

未指定の板碑製作遺跡や寺院跡は、調査研究を進め、埋蔵文化財包蔵地として適切な保護を図り、より重要なものについては指定化を進める。

⑦　史跡の周辺環境を構成する諸要素は「青石の里」として景観保全を進める。

史跡を取り巻く自然景観や、地域の生業や生活の中で培われた田畑や山野、板碑など青石の石造物を含む景観を、「青石の里」としてその価値を明らかにし、住民との意識共有を図り保全に努める。

■表 17　地区の保存管理方針と主な保存管理手法

遺跡	地区区分	本質的な価値の構成要素	本質的な価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存管理の方針	主な保存管理手法
割谷地区	Ⅰ区分（A）	✧ 採掘によると考えられる谷状・凹地状地形、露頭・母岩、ズリ平場、ズリ山、ズリ斜面、平場 ✧ 発掘調査等で検出された遺構（第１号トレンチの石材採掘遺構、第２号トレンチの板碑製作遺構） ✧ 地下に埋蔵されている板碑製作に関する遺構と遺物 ✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 表層土壌に応じて自生し、斜面地地形の保全等に寄与するコクサギなどの植相 ✧ 崩落を防ぐための石積み	確実な遺構保存を行うとともに積極的な場の活用を図る。	【維持管理】 表出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、樹木の適切な維持管理を行い、下草などが繁茂しないよう留意する。また、破損防止や危険防止のための立入対策を行う。 【復旧】 開口しているトレンチの埋め戻しなどにより確実な保存を図る。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、遺構保存に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進める。
	Ⅰ区分（B）	✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などと一体となった山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林	適切な地形保存を行うため、スギやヒノキ植林の維持管理に努め、現況の保全を図る。	【維持管理】 雨水対策や景観形成に配慮しながら、遺構などと一体となった地形保存のため、樹木等の計画的な維持管理を行う。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、景観保全に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進める。
	Ⅱ区分（A）	✧ 採掘によると考えられるズリ平場、ズリ斜面	✧ 遺構などと一体となった山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林	土地所有者や関係機関と協議して確実な遺構保存を図る。	【維持管理】 協議等により、遺構保存ともに、史跡と一体となった景観形成が図れるように維持管理を行う。
	Ⅱ区分（B）		✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 道路	一帯の景観保全への働きかけを行う。	【維持管理】 土地所有者等の理解と協力を得て、史跡と一体となった景観形成を図る。
西坂下前Ａ地区	Ⅰ区分（A）	✧ 採掘によると考えられる谷状・凹地状地形、露頭・母岩、ズリ平場、ズリ山、ズリ斜面 ✧ 地下に埋蔵されている板碑製作に関する遺構と遺物 ✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 崩落を防ぐための石積み	確実な遺構保存を行うとともに積極的な場の活用を図る。	【維持管理】 表出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、樹木や下草の適切な維持管理を行う。伐採跡地などには適切な下草管理を行う。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、遺構保存に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進め、勾配がきつい箇所などは必要に応じて土留などを設置する。
	Ⅰ区分（B）	✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などと一体となった山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 緑泥石片岩で構築された炭焼き窯 ✧ 町道	適切な地形保存を行うため、ヒノキやスギ植林地の維持管理に努め、現況の保全を図る。	【維持管理】 雨水対策や景観形成に配慮しながら、遺構などと一体となった地形保存のため、樹木等の計画的な維持管理を行う。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、景観保全に配慮した見学路や解説板などの整備を進める。
	Ⅱ区分（B）		✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 道路	一帯の景観保全への働きかけを行う。	【維持管理】 土地所有者等の理解と協力を得て、史跡と一体となった景観形成を図る。

内寒沢地区	Ⅰ区分（A）	✧ 採掘によると考えられる谷状・凹地状地形、露頭・母岩、ズリ平場、ズリ山、ズリ斜面 ✧ 地下に埋蔵されている板碑製作に関する遺構と遺物 ✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林 ✧ 崩落を防ぐための石積みや土留め	確実な遺構保存を行うとともに積極的な場の活用を図る。	【維持管理】 表出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、樹木の適切な維持管理を行い、下草が繁茂しないよう留意する。 【復旧】 踏み分け道や、ここに集中する雨水の対策を行う。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、遺構保存に配慮した見学路や解説板などの整備を進める。
	Ⅰ区分（B）	✧ 地上及び地下遺構と一体的に捉えられる緑泥石片岩を包含する地形	✧ 遺構などと一体となった山地地形など ✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林	適切な地形保存を行うため、ヒノキやスギ植林地の維持管理に努め、現況の保全を図る。	【維持管理】 雨水対策や景観形成に配慮しながら、遺構などと一体となった地形保存のため、樹木等の計画的な維持管理を行う。 【改良】 本格的な保存整備が進行するまで、景観保全に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進める。
	Ⅱ区分（A）	✧ ズリ斜面	✧ 地形保存や林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林	関係機関と協議して確実な遺構保存を図る。	【維持管理】 協議等により、遺構保存ともに、史跡と一体となった景観形成が図れるように維持管理を行う。
	Ⅱ区分（B）		✧ 遺構などに関連しない山地地形など ✧ 林業を目的としたスギ、ヒノキなどの植林	一帯の景観保全への働きかけを行う。	【維持管理】 土地所有者等の理解と協力を得て、史跡と一体となった景観形成を図る。
上記遺跡・区分のうち、土石流警戒区域と重なる範囲		上記区分による。	上記区分による。	関係機関と緊密に連携し、史跡の保存と景観の維持を進める。	上記各区分による。
周辺環境				・未指定の下里･青山板碑製作遺跡は埋蔵文化財包蔵地として保護し、今後の調査に応じて史跡指定を図る。 ・中世の寺院跡等は、今後の調査に応じて埋蔵文化財包蔵地として保護措置を図る。 ・小倉城跡･青山城跡は指定史跡として保存管理を行う。 ・緑泥石片岩を用いた板碑･石碑･墓石、石積水路・護岸などの土木構造物は、住民との価値観や保護意識の共有を図り維持管理に努め、改修･新設の際には関係機関等と協議を行い、景観を保全し青石の文化を現代に活かすことができるよう努める。	

7-4　現状変更などについての方針と基準

遺跡の現状変更の取扱方針と基準を次のように設定する。

取扱方針

史跡は、良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるべきものである。したがって、史跡の滅失、き損のおそれのある行為、史跡の景観を阻害または価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認められない。

しかし、史跡の保存や状況把握に係る発掘調査、維持管理や保存整備に係る行為、防災や人命に関わる場合など、やむを得ず現状変更を行わなければならない状況も想定されるため、その場合の基準を示すとともに、基準に例示のない行為については、史跡の保存を前提として事案ごとに検討を行い、必要に応じて文化庁や関係機関と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

なお、史跡指定地内において現状変更などを行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第168 条）が、それ以外の団体などは文化庁長官の許可（文化財保護法第125 条。一部許可権限移譲あり）が必要となるため、法令に基づいて適切に対応する。

取扱基準

①　発掘調査及び整備
発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲・方法・内容で行う場合は認める。史跡の保存活用のための整備は、学術的調査等の成果を踏まえ適切な方法で行う場合は認める。
②建築物
建築物の新築は、原則としてこれを認めない。
③工作物及び構造物
工作物及び構造物の新設は、原則としてこれを認めない。 ただし、個人・民間団体によるものを除き、安全管理上又は史跡の維持管理及び公開活用のために必要なもので、遺構などに影響を及ぼさず、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認める。防災上必要な施設の設置は、史跡範囲外での設置が不可能な場合に限り、遺構などへの影響を最小限にとどめる措置がとられ、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認める。 仮設物の設置は、短期でかつ遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。 電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。 道路（公衆用道路）の新設及び拡幅は、原則として認めない。ただし、現況の森林における施業に伴う場合については、それが必要不可欠と判断され、遺構などに影響を及ぼさず、かつ、史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は認める。その場合、関係機関との十分な協議を経て判断する。
④樹木の伐採・植栽
樹木の伐採は、樹木が遺構などに悪影響を及ぼす場合や維持管理上の必要性が高い場合は認める。なお、森林施業に伴う伐採については、関係機関等との十分な協議を経て判断する。抜

根は原則認めないが、保存活用上必要と認められる場合は認める。 植栽は、保存活用上必要で遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。なお、森林施業に伴う植栽については、現在の植林景観が主に戦後に形成されたものであることを考慮し、その更新が本史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し、関係機関等との十分な協議を経て判断する。
⑤土地の形状変更
盛土や掘削、切土などの地形形状の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないのは認める。

現状変更などの許可を要しない場合

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書に基づき、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」に該当する行為については、許可を要しないものとする。

①維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条）
・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復する措置。 ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置。 ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置。
② 非常災害のために必要な応急措置
・災害及びその他の予想しがたい事故による非常災害のための、崩落土砂の除去や土のう設置など応急的な措置。
③維持管理行為
・掘削、盛土など土地の現状の変更を伴わない、既存施設、案内板等の工作物の日常の維持管理行為及び部分補修等の小規模修繕。 ・史跡の活用事業等に係るイベント等に伴う看板等の簡易な工作物の設置、掲示など、保存に及ぼす影響が軽微なもの。 ・枯損木、倒木の可能性が高い危険木の伐採、剪定・枝払い、草刈り、清掃、病害虫の防除措置などの日常的な維持管理行為。

現状変更等の申請区分

文化財保護法第 125 条に基づく現状変更許可申請
文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に規定されたものを除く行為
小川町教育委員会・埼玉県教育委員会を経由し文化庁長官へ申請（届出）
文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為 ・工作物の設置、改修、除去

・道路の舗装、修繕 ・史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置、改修、除去 ・埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 ・木竹の伐採
小川町教育委員会を経由し埼玉県教育委員会へ申請
文化財保護法第120条(第33条の準用)に基づくき損、滅失、亡失届
小川町教育委員会・埼玉県教育委員会を経由し文化庁長官へ申請（届出）
文化財保護法第 127 条に基づく復旧届
小川町教育委員会・埼玉県教育委員会を経由し文化庁長官へ申請（届出）

■関連手続きの区分

砂防法	**行為の内容**	**手続等**	**備考**
	1．盛土、切り土等の土地の形状変更 2．土石等の採取又は鉱物の採掘 3．工作物の新築、改築等 4．立竹木の伐採、抜根 5．木竹の滑下、地引による搬出	許可申請	砂防指定地内。県の許可（自治体が行う行為の場合は協議と同意)。
森林法	**行為の内容**	**手続等**	**備考**
	・立木の伐採	届　出	埼玉県森林計画対象林。町に届出。伐採は立木１本から届出が必要。
	・１ha 以上の林地開発	許可申請	埼玉県森林計画対象林。県の許可。
	・森林の所有者となったとき	届　出	埼玉県森林計画対象林。町に届出。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域		
	・地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定める。 ・土砂災害に関する情報の伝達や住民への周知するよう努める。		
	土砂災害特別警戒区域		
	・宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為については、県の許可が必要。 ・居室を有する建築物については、急傾斜地の崩壊が発生した場合に想定される衝撃に対して構造物が安全かどうかの建築確認が必要。 ・建築物の所有者、管理者、占有者に対し特別警戒区域から安全な区域へ移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について県知事が勧告できる。 ※移転者には、支援措置がある。		
埼玉県 水源地域保全条例	**行為の内容**	**手続等**	**備考**
	・山林の土地取引（売買、地上権設定等）	届　出	条例で定められた水源地域内の山林・原野。県に届出。

■表18　現状変更の取扱基準表

地区区分	保存管理の方針	区分毎の取扱方針	現状変更の内容					
			建築物の新築	工作物	道路	地形変状	木竹伐採	発掘調査
Ⅰ区分（Ａ）	確実な遺構保存を行うとともに積極的な場の活用を図る。	・原則として保存活用に係るもの以外の現状変更は認めない。	・建築物の新築は認めない。	・工作物及び構造物の新設は認めない。ただし、個人･民間によるものを除き、安全管理上又は史跡の維持管理及び公開活用のために必要なもので、遺構などに影響を及ぼさず、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認める。 ・防災上必要な施設は、史跡範囲外での設置が不可能な場合に限り、遺構などへの影響を最小限にとどめる措置がとられ、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認める。 ・仮設物は、短期でかつ遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。 ・電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構などに影響を及ぼさない場合は認める。	・道路の新設及び舗装、拡幅は認めない。ただし、現況の森林における施業に伴う場合は、必要不可欠と判断され、遺構などに影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は認める。その場合、関係機関との十分な協議を経て判断する。	・盛土や掘削、切土などの地形形状の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。	・樹木の伐採は、樹木が遺構などに悪影響を及ぼす場合や維持管理上の必要性が高い場合は認める。森林施業に伴う伐採については、関係機関等との十分な協議を経て判断する。 ・抜根は原則認めないが、保存活用上必要と認められる場合は認める。 ・植栽は、保存活用上必要で遺構などの保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。森林施業に伴う植栽については、現在の植林景観が主に戦後に形成されたものであることを考慮し、その更新が本史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し、関係機関等との十分な協議を経て判断する。	・発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲･方法･内容で行う場合は認める。
Ⅰ区分（Ｂ）	適切な地形保存を行うため、スギやヒノキ植林の維持管理に努め、現況の保全を図る。							
Ⅱ区分（Ａ）	関係機関等と協議して確実な遺構保存を図る。	・関係機関等と調整を図り、Ⅰ区分に準じた取扱いとする。	左記と同様	左記同様	左記同様	左記同様	左記同様	・必要に応じて確認調査を行う。
Ⅱ区分（Ｂ）	一帯の景観保全への働きかけを行う。	地権者や管理者の理解と協力を得て、適正な維持管理による景観保全を図る。						・必要に応じて確認調査を行う。